

企業経営における コンプライアンスのための業務文書チェック

Business Document Checking System for Compliance

岩田 誠司

■ IWATA Seiji

近年、多岐にわたる企業リスクのなかで、コンプライアンス（法令遵守）を重視した経営が求められるとともに、各種法制度の整備が進められている。

東芝ソリューション（株）は、業務文書の内容を関連法規、社内規程、業務知識・ノウハウなどを基準としてチェックを行い、コンプライアンス上の不適切な表記の指摘や、経営上のリスク要因の抽出を行うシステムを開発した。このシステムは、コンプライアンスの観点から業務文書をチェックするだけでなく、業務知識・ノウハウなどを基に業務文書をチェックし、ドキュメントの品質を向上させることもできる。

コンプライアンスにおいては、業務を行った結果を正しく文書として残していくことが重要であり、このシステムはその文書化に関する部分を支援するものである。

In recent years, compliance-oriented corporate management has become increasingly important to cope with the various risks to which companies are exposed, and the establishment of various laws and regulatory systems has been promoted in this area.

Toshiba Solutions Corp. has developed a business document checking system that checks the contents of a document on the basis of related regulations, in-house rules, and business knowledge and know-how. If any inappropriate item is found, the system will point it out. If the contents of the document contain any risk factor, the system will notify the supervisor accordingly. The quality of the document is also improved in this process.

For compliance, it is essential to prepare correct documents concerning business activities. The business document checking system supports this objective.

1 まえがき

企業経営を取り巻くリスクは多岐にわたり、経営者はそれぞれのリスクに適切に対応することが求められている。企業経営リスクには、次に示すような例がある。

- (1) 経済・社会動向の変化に伴う経済・社会環境リスク
- (2) 災害時の業務継続性にかかわる災害リスク
- (3) 個人情報保護などの情報システムリスク
- (4) 技術の保護・活用に伴う知的財産権リスク

更に最近では、国内外の企業において発生した不正会計処理事件や有価証券取引書への虚偽記載事件などのコンプライアンス違反事件を契機に、コンプライアンスを重視した経営が求められるとともに、各種法制度の整備も進められている。

ここでは、企業経営リスクのなかでもコンプライアンス違反リスクに焦点を当て、以下について述べる。

- (1) コンプライアンスを取り巻く環境
- (2) コンプライアンスのためのユーザーの課題
- (3) コンプライアンスを支援するソリューション

2 米国におけるコンプライアンスを取り巻く動向

米国ではエンロンやワールドコム会計スキャンダル事件を契機に、“証券取引法の下、開示情報の信頼性と正確性を改善し、投資家を保護する”ことを目的に、2002年7月にPublic Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002（通称SOX法）が制定された⁽¹⁾、⁽²⁾。SOX法は全11章69条の条文から構成され、監査人の独立性、経営者の不正行為への罰則強化、内部統制の義務化、情報公開の拡大、内部告発者の保護などが規定されている⁽³⁾。ここでいう内部統制とは、以下の目的を達成するために業務に組み込まれ、組織内のすべての者により遂行されるプロセスのことである。

- (1) 業務の有効性及び効率性を高めること
- (2) 財務報告の信頼性を確保すること
- (3) 事業活動にかかわる法令などを遵守すること
- (4) 資産の保全を図ること

米国では2004年度から、小規模企業を除きSOX法に基づく財務報告と内部統制が実施されている。企業の内部統制のレベルを向上させたという前向きな意見のほか、SOX法に対応するための多大な労力とコストに対する不満も出て

いる。更に、SOX法では内部統制のプロセスを文書化して残すことが求められており、実際に対応してきた現場からは、以下のような意見も出されている⁽³⁾。

- (1) 今までどおりの作業にもかかわらず、形式的な文書化作業を求められコストが高くなる。
- (2) 文書で使用する用語についても細かく指定され、作業に対するモチベーションが下がる。
- (3) 優秀な人材を文章の形式的なチェックにとられ、企業にとって大きな機会損失となっている。

このような背景もあり、米国ではSOX法の適用を回避するために株式の非公開化を選択する企業も増えている。また、2006年7月以降に延期していた小規模企業への適用を、小規模企業の負担や準備期間などを考慮し、政府が更に延期する可能性も指摘されている。

このような状況下では、次に示すことが重要となる。

- (1) SOX法を遵守するために必要となる企業側のコストや負担をいかに下げるか
- (2) そのためにIT(情報技術)をどのように活用するか
- (3) 特に各企業が負担と感じている文書化とその検証の部分を、ITを活用してどのように支援していくか

3 日本におけるコンプライアンスを取り巻く動向

日本でも有価証券報告書の虚偽記載、粉飾会計、架空売上げ計上など、コンプライアンス違反に関する事件が発生している。これを受け、国内でも以下のような施策がとられてきた。

- (1) 適時開示に関する「宣誓書」や有価証券報告書などの記載内容の適正性に関する「確認書」の提出を義務付けた東京証券取引所の「適時開示規則」の改正(2004年12月)
- (2) 内部統制の基本方針を作成し報告することを企業に義務付けた新会社法の制定(2005年6月)

更に、いわゆる日本版SOX法制定を想定した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」という草案が、金融庁の企業会計審議会内部統制部会で取りまとめられた⁽⁴⁾(2005年7月)。この草案は、米国のSOX法の内容を踏襲し、内部統制のモデルとして米国トレッドウェイ委員会組織委員会(COSO: Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission)が定義したCOSOモデル^{(5), (6)}を用いているが、内部統制の構成要素としてITの利用が明示的に加えられている(図1)。

これは、内部統制における情報システムによる支援の重要性を示すものである。実際の監査においても全件を検査することは不可能であり、有効な内部統制が整備・運用されていることを前提とした試査(抜き打ち検査)が行われるため、内部統制を支援するための仕組みとしてのITの利用が必須となる⁽⁷⁾。

また、日本企業は米国企業と異なり、業務プロセスを文書

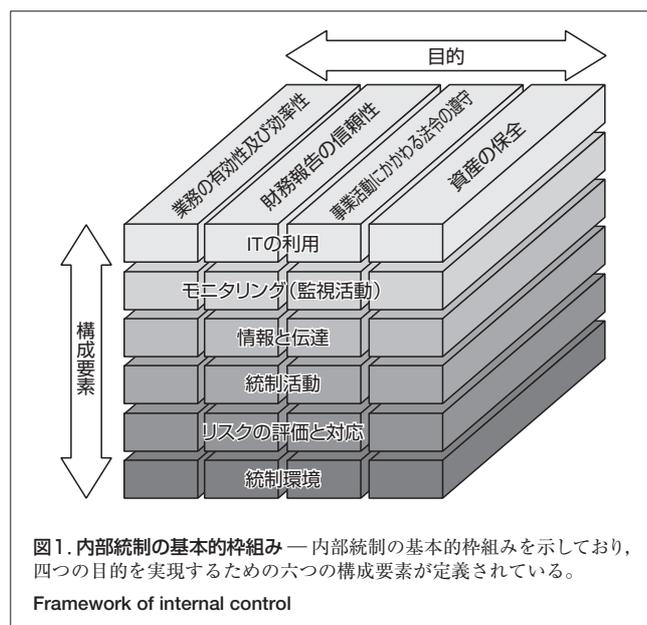


図1. 内部統制の基本的枠組み — 内部統制の基本的枠組みを示しており、四つの目的を実現するための六つの構成要素が定義されている。

Framework of internal control

化する、文書化されたルールに従って業務を遂行する、その業務の活動経緯・結果を文書として残すとといった点については不得意といわれる。したがって、日本版SOX法の制定により、これらの文章の作成が義務付けられ、かつ監査対象となると、“正しい業務を行い、かつその結果を正しく文書に残すこと”の重要性はますます大きくなり、ITの支援なくては効率的な企業運営は実現できないと考えられる。

金融庁は、証券取引法の改正のなかで草案の内容を反映し、上場企業に対し2008年3月期の決算報告から適用する方針であると報じられている。したがって、適用対象となる企業にとって想定されるマイルストーンとしては、以下のように考えられる(図2)。

- 2005年度 法律の内容に関する情報収集を行い、対応に関する基本方針策定
- 2006年度 内部統制システムを構築し、試行を行い、改善を実施
- 2007年度 法令に従った処理を実施し、年度末に報告を実施

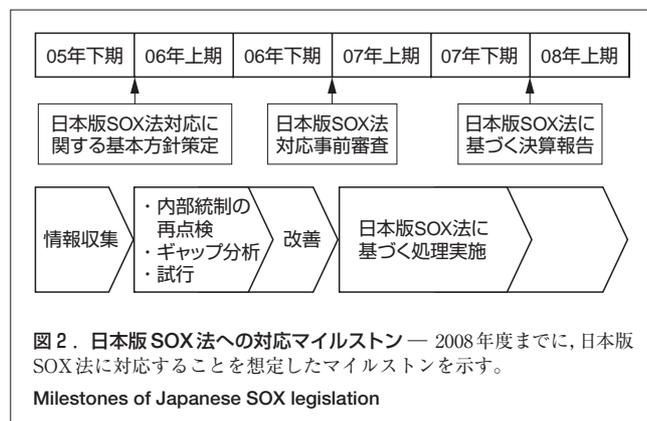


図2. 日本版SOX法への対応マイルストーン — 2008年度までに、日本版SOX法に対応することを想定したマイルストーンを示す。

Milestones of Japanese SOX legislation

施行開始時期や適用範囲などについては、今後の審議のなかで、準備に伴う企業側の負荷を考慮し調整されると考えられる。

しかし、現状の社内システムを分析し、課題を整理し、内部統制システムを構築し、試行・改善していく作業を考慮した場合、企業にとっては即座に取り組まなければならない最優先の課題である。

4 コンプライアンスに対するユーザーの課題

SOX法が求めている要件の一つとして、“後で第三者が企業活動を検証できること”がある。そのためには以下のことを実現する必要がある。

- (1) 業務プロセスが定義され、実際にとったプロセスが後で検証可能な形で記録されていること
- (2) 業務遂行時に判断材料となった情報や、その成果物が検証可能な形で残っていること

また、前記のような活動を進めていくうえで問題となる点につきユーザーにアンケートをとると、以下のような問題点が指摘された。

- (1) 文書化作業により業務の効率が落ちるのではないか
- (2) プロセスや文書のチェックが厳しくなり、組織全体に閉そく感が出るのではないか
- (3) 新しい事に挑戦しにくくなるのではないか
- (4) 正しい文書を残すことを意識しすぎて逆に必要な情報が経営者に伝わらなくなるのではないか

実際に業務文書をチェックし承認する現場のマネージャーにとっては、日々の業務のなかで、以下のような確認をする場面が想定される。

- (1) コンプライアンスの観点から記述すべき事項、内容が記述されているか
- (2) 文書中に誤解される可能性の高い表記(定量的な基準があいまいな形容詞など)が使用されていないか
- (3) 人により解釈が異なる表記が使用されていないか
- (4) 法令上の解釈ではコンプライアンス違反と解釈される可能性のある表記がされていないか
- (5) 文書内、文書間で矛盾する記述がされていないか
- (6) 日本語としての記述レベルが低く(誤字、脱字、表現のばらつきなど)、意味が伝わらない部分がないか

実際の監査も、エビデンスベースで行われるため、前記のような問題を内包する文書であると、不備を指摘される可能性も高くなる。例えば以下のような場合は、監査においてその業務の適正性について指摘される可能性も考えられる。

- (1) 業務発注に関するプロセスにおいて、作業が完了しているにもかかわらず納品前の最終打合せの議事録にそのことが明記されていない場合

- (2) 研究費を使用する活動の計画書にその妥当性(研究としてのリスク要因)が記述されていない場合

また実際の業務においても、マネージャーの時間の多くが、専門知識や業務ノウハウに基づいたコンプライアンスのための業務内容精査ではなく、単純な日本語表記のチェックや修正にとられている。不適切な表記が残っていると、それ自体がコンプライアンス違反のエビデンスになりかねないため、適切に対応することが必要であるが、全業務で対応することは企業にとって負荷が高く大きな問題となっている。

日本版SOX法の検討のなかでも、前記のような企業側の懸念に対応するため以下のような対策が検討されている。

- (1) 企業側で点検・評価する業務やプロセスと、評価しない業務やプロセスを重要性の観点から区別する“リスクアプローチ”の採用
- (2) 内部統制に関する具体的な評価基準の制定

更に企業側の負担を軽減し、内部統制の重要な意義である“業務の効率化と経営のパフォーマンス向上”を実現するためには、ITを活用し、業務並びに業務文書の品質を向上させていくことが重要な課題となる。

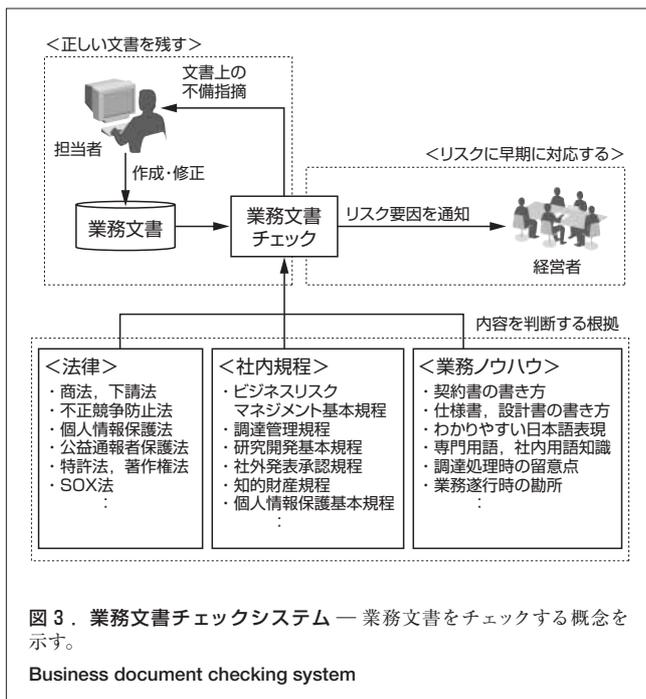
5 コンプライアンスのための業務文書チェック

日本版SOX法への対応だけでなく、コンプライアンスを実現するためには、正しく業務を行い、その結果を文書として正しく残すことが重要である、そのためには不適切な表記があれば担当者に通知し修正を促し、記述内容でリスク要因があれば早期に抽出し、経営者にアラームを出すことが必要である(図3)。

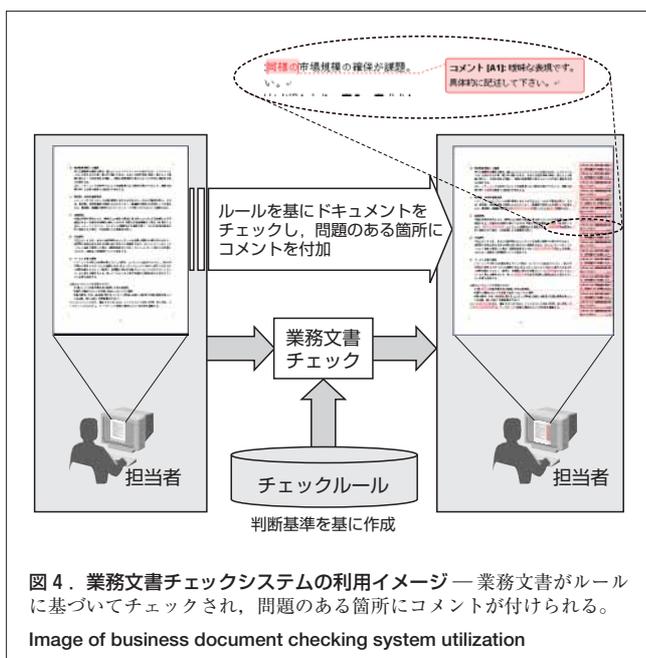
業務文書の内容をチェックする基準としては、以下の3種類が考えられる。

- (1) 法律 コンプライアンスの第一の基準は法律であり、各法律の所管省庁が定義する指針や基準などを基本として、業務文書のチェックを行わなければならない。
- (2) 社内規程 各企業においては法律や各省庁の指針を基に、社内での具体的な適用指針や基準とそこで必要となる書類や帳票類を定義している。したがって、これらの社内規程をコンプライアンスの観点で見直すとともに、社内規程を基に業務文書のチェックを行うことが重要である。
- (3) 業務ノウハウ 日々の業務においては、各部署や業務ごとに蓄積されてきたコンプライアンスのためのノウハウがあり、これらを業務文書のチェックに生かすことで、更に深いチェックを行うことが可能となる。

東芝ソリューション(株)は、日本語処理技術を中核とし、前述のような基準に基づいて業務文書のチェックを行う文書チェックシステムを開発した。このシステムでは、前記基準に



基づいて判断し、業務文書の中に問題となる表記があれば担当者に通知し、修正を促す(図4)。日常業務のなかでこのようなチェックを行うことで、業務文書のチェックを行うマネージャーの負荷を軽減し、業務効率の低下を防ぐことが可能となる。また、業務文書中にコンプライアンスにかかわるリスク要因が検出された場合には、経営者に通知する。これにより早期にリスク対応することが可能となる。



これまでに、医療現場で作成されるレポートのチェック⁽⁸⁾や、オフショア開発におけるドキュメントのチェックのためのシステムに適用し、評価を進めている。

6 あとがき

コンプライアンス対応ソリューションあるいは米国でのSOX法対応ソリューションは、内部統制で定義された手順に従い業務統制を行うという、業務プロセスを管理するシステムが中心である。業務遂行の結果として蓄積される文書の内容を、コンプライアンスの観点でチェックするものはまだ少ない。コンプライアンスにおいては、正しい業務プロセスに基づいて業務を行い、その結果を正しく残すことが重要であり、ここで紹介した業務文書チェックシステムはその一翼を担うものである。

更に、当社はこれまで蓄積してきたセキュリティ技術をベースとして、日本版COSOモデルで求められているIT全般統制環境及び業務統制環境をセキュアな環境上で構築し、企業にとって業務の効率や従業員のモチベーションを下げることのないシステムを提供していく。

文献

- FindLaw Corporate. "Sarbanes-Oxley Act of 2002". <<http://news.findlaw.com/hdocs/docs/gwbush/sarbanesoxley072302.pdf>>, (accessed 2005-09-23).
- 金融庁. "米企業会計改革法成立までの経緯". <http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryou/f-20020927_kaikeisi_siryou/02.pdf>, (参照2005-09-23).
- 八田進二, ほか. 特集 内部統制の時代「日本版SOX法の衝撃」. Harvard Business Review. 2005年10月号, p.38 - 135.
- 金融庁企業会計審議会内部統制部会. "財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準(公開草案)". <<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/singi/f-20050713-2/01.pdf>>, (参照2005-09-23).
- トレッドウェイ委員会組織委員会. 内部統制の統合的枠組み 理論篇. 白桃書房, 1996, 268p.
- トレッドウェイ委員会組織委員会. 内部統制の統合的枠組み ツール篇. 白桃書房, 1996, 317p.
- 鳥羽至英. 内部統制の理論と実務. 国元書房, 2005, 281p.
- 牧野恭子. 医療分野向けテキストマイニング技術. 東芝レビュー. 60, 9, 2005, p.46 - 47.



岩田 誠司 IWATA Seiji

東芝ソリューション(株) SI技術開発センター 戦略企画担当
主査。ビジネスインテリジェンス技術の研究・開発に従事。
情報処理学会会員。
Toshiba Solutions Corp.